

那須塩原市長 様

申請者
住 所
氏 名
電 話

狩猟免許取得費等助成金交付申請書

那須塩原市狩猟免許取得費等助成金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。
併せて、助成要件審査のための住民登録状況及び市税納付状況の調査に同意します。

申請種別	狩猟免許（ 第一種銃猟 第二種銃猟 わな猟 網猟 ） 銃砲所持許可 購入銃砲の種類（ 散弾銃 空気銃 ）			
種別	対象経費	経費の金額（単位：円）		助成額
		支払金額	申請金額	
狩猟免許	狩猟免許試験事前講習会受講料			助成対象経費の全額 （ 100 円未満切捨て）
	狩猟免許試験受験料			
	医師の診断書作成料			
	その他必要書類の取得費用			
銃砲所持許可	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会受講料			助成対象経費の全額 （ 100 円未満切捨て）
	教習資格認定申請手数料			
	猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料			
	猟銃の操作及び射撃に関する技能検定受験手数料			
	猟銃又は空気銃の所持許可申請手数料			
	医師の診断書作成料			
	その他必要書類の取得費用			
猟銃等購入	銃砲所持許可を受けた猟銃又は空気銃の購入に要した費用（1丁に限る。）			助成対象経費の2分の1の額とし、5万円を限度とする（100円未満切捨て）。
	銃砲所持許可を受けた猟銃又は空気銃の保管庫及びその銃の装弾の保管庫の購入に要した費用（各1台に限る。）			
確約事項	1 那須塩原市野生鳥獣被害対策活動（有害鳥獣駆除活動）に5年以上継続して従事します。 2 那須塩原市狩猟免許取得費等助成金交付要綱第7条の規定に基づく助成金の返還の求めがあったときは、これに応じます。			

添付書類

- (1) 狩猟免許の取得に係る助成を受けようとする者にあつては、狩猟免許の写し
- (2) 銃砲所持許可の取得に係る助成を受けようとする者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し
- (3) 猟銃等の購入に係る助成を受けようとする者にあつては、購入費用を確認できる領収書の写し